

安全・安心 かわら版



第3号 2017.12



編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
TEL: 03-3802-3111 内線494
登録(29)0013号

私たち振り込め詐欺グループは あなたの財産を狙っています。

1億1,253万円

これは今年の1月から10月末までの間に荒川区民の皆様から
だまし取った金額です。

私達は「だましのプロ」ですから、電話に出さえもらえれば、
誰でもだませます。

今度は、あなたのご自宅に電話させていただくかもしれません。



区内特殊詐欺被害状況 (10月末) ※暫定値

	件数	被害額	前年同月比	
特殊詐欺合計	44件	1億1,253万円	+17件	+5,013万円
オレオレ詐欺	30件	1億311万円	+10件	+6,373万円
内 架空請求	6件	134万円	+2件	-1,088万円
訳 還 付 金	8件	808万円	+7件	+708万円
振り込め類似	0件	0円	-2件	-980万円



区内の振り込め詐欺被害
が止まりません！
皆さん、知らない番号の
電話には出ないように
してください！！

荒川区公式犯罪防止キャラクター「クロちゃん」

あなたは大丈夫!?

振り込め詐欺被害に遭いやすい人チェック!!

- 頼まれると断れない
- タンス預金がある
- 他人を信じやすい
- ニュースに興味がない
- 相談できる人が身近にいない
- ついつい長電話してしまう
- 「真面目だね」と言われる
- 暗示にかかりやすい
- 流行に流されやすい
- 自分はだまされないと思っている



【当てはまる数】 ※0~1個 比較的だまされにくいですが油断禁物!
※2~3個 巧妙な詐欺の手口にご注意!
※4~10個 だまされてしまう危険性大!

振り込め詐欺撃退装置を 設置しよう!

これが
電話自動通話録音機だよ!

設置は簡単!
区の委託業者に
お願いすることも
できるよ!



自宅に掛かってきた電話を自動録音する装置です。
この装置を取り付けると通話内容や声を録音されることを
嫌う犯人をシャットアウトすることができます。
※悪質なセールスや迷惑電話にも効果があります。

対 象：区内在住で65歳以上の方が居住する世帯
設 置 費：無料 (区の委託業者による設置 ※ご自身での設置も可能)
申 込 方 法：電話での申込が可能です。
問 合 せ：生活安全課生活安全係

申込専用ダイヤル 03-3891-8883

自転車ナビマーク

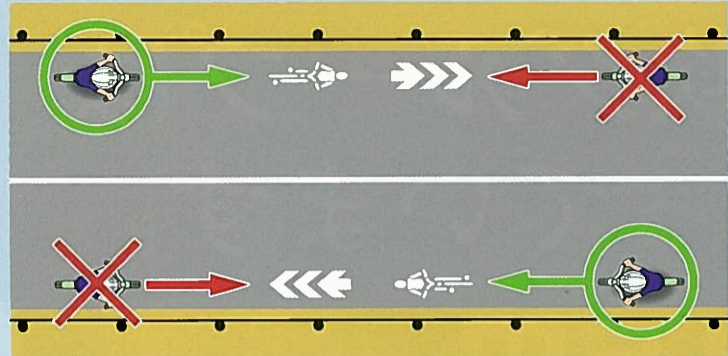


標示場所：車道の左側端

意味：自転車は**矢印の向き**に進行して下さい

自転車以外：自動車やバイク等も**通行可**

注意：自転車優先という意味**ではありません**



自転車ナビライン

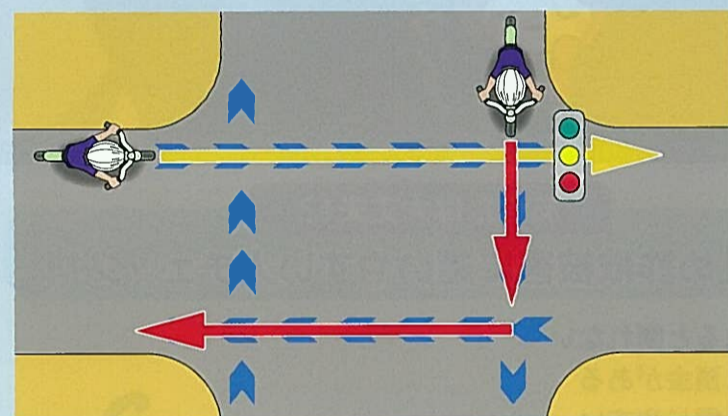


標示場所：交差点とその付近

意味：自転車は**車両用の信号機に従い**矢印の向きに進行して下さい。交差点で右折する際は**二段階で右折**して下さい

自転車以外：自動車やバイク等も**通行可**

注意：自転車優先という意味**ではありません**



自転車レーン (自転車専用通行帯)



標示場所：車道の左側

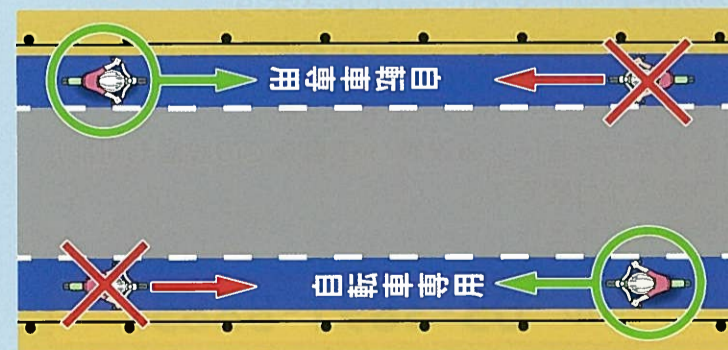
意味：自転車は車道の**青い部分**を通行して下さい

自転車以外：基本的に**通行不可**

注意：自転車以外がここを通行すると**取締りの対象**となります

〈例外〉

- ・道路外(駐車場・店舗等)に入る時
- ・交差点で左折したい時
- ・緊急自動車に一時進路を譲る時
- ・道路の状況その他の事情でやむを得ない時



違いは何か?

知っていますか? 自転車の走る場所

自転車が歩道を通行できる場合

交通ルールを守ろう

自転車は車の仲間です。このため、車道の左端を通行することが原則です。

ただし、下記の場合は、自転車で歩道を通行することができます。

- ・「自転車通行可」の標識が設置された歩道
- ・13歳未満又は70歳以上の方
- ・身体の不自由な方
- ・安全のため歩道通行がやむを得ない時



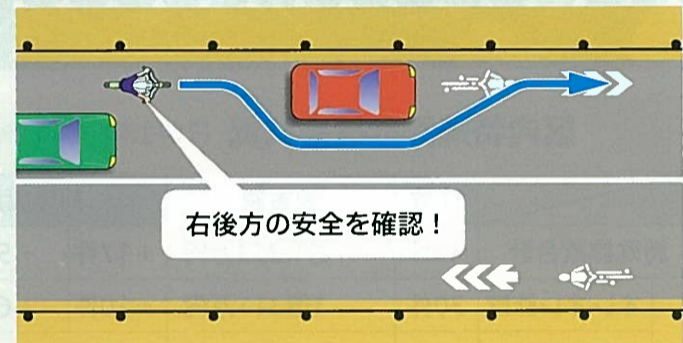
歩道は「歩行者優先」です。自転車は車道寄りを徐行するとともに、歩行者の通行の妨げとなる時は一時停止をし、気を付けて走行しましょう。

注意すること

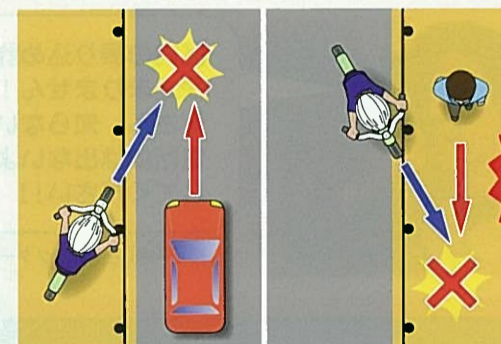
自転車ナビマーク・自転車ナビラインには、「自転車優先」等法令上自転車を保護する意味は**ありません**。

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの設置された場所、交差点であっても、自動車や歩行者に**十分注意**して通行して下さい。

路上の駐停車車両を避ける際には、**後方から来る自動車**が無いか安全確認をして下さい。



車道に出る際または歩道に上がる際は、他の自動車、歩行者に**十分気をつける**など、安全運転を心がけて下さい。



「自動車危険」「駐車車両をやり過ごす」等のやむを得ない場合は、歩道の通行が可能ですが、**原則は車道の左側**を通行して下さい。

ドライバーの皆様へ

自転車ナビマーク・自転車ナビライン・自転車レーンへの駐停車について、駐停車禁止の標識があるなど、**指定された場所は禁止**されています。

問合せ：交通安全係 ☎(3802)3111 内線489